No. 121

小作爭議調査表

（昭和十年七月分）

場所	朝倉郡把木村大字秋田字三十谷	發生	昭和十年六月十日	財團法人 協調會福岡出張所	
關係人員	地主 中川源吾 小作人 幸須儀次郎	終熄	昭和〃年七月十八日		
地主關係團体	十七	關係地種類面積	田一反二畝三十二歩		
小作人關係團体	日農九州同盟會（把木支部）				

原因	要求事項	經過	結果	備考
地主は小作人に對し十年分より該地を小作せしめ居りたる処小作人は昭和八年末日農把木支部に加盟し不作を理由として昭和八九年度の小作料の減額を要求するに至りたるに因る。	減額小作料の決定	七月五日小作人より把木村調停委員會に調停の申請ありたるに依り調停委員會は小作料を一反に付金拾圓と決定し双方之を承諾せり	一、契約期間は向ふ一ヶ年とし期間滿了後と雖も小作人に於て引續き小作を爲さんとするときは地主は之を拒むことを得ず 二、小作料は一反に付金拾圓とし毎年十一月末日迄に現金を以て地主の住所に持參して支拂ふこと 三、小作人は地主の承諾を得ずして小作權を他に讓渡し又は小作地の耕作を他人に委任することを得ず 四、小作人は地主の承諾を得ずして小作地の形狀を變更することを得ず 五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十一、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十二、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十三、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十四、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 十九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十一、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十二、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十三、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十四、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 二十九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十一、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十二、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十三、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十四、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 三十九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十一、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十二、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十三、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十四、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 四十九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十一、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十二、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十三、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十四、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 五十九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十一、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十二、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十三、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十四、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 六十九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十一、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十二、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十三、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十四、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 七十九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十一、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十二、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十三、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十四、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 八十九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十一、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十二、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十三、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十四、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十五、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十六、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十七、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十八、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 九十九、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること 百、小作人は小作地の保存に關し必要なる費用を負擔すること	